平成30年度第11回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成31年2月2	8 (木)		
召集場所	神石高原町三和協	圏支援センター1	階会議室	
開会時間	午後1時30分	閉会時間	午後2時38分	
	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子	10番	立原 孝生
出席農業委員	11番	大垰 益旨	12番	若林 宏明
山帅辰未女只	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
	1番	矢田貝 幹輝		
			6番	三原 正義
			8番	三町 秀美
			10番	川上恵
	13番	中岡 拓馬	14番	小寺 寛治
欠席した農業委員				
議事録署名委員	2番	小川 玲子	4番	小坂 貢
	事務局長	井上 小百合	事務局	山村 博樹
出席した職員	事務局	平田 賢礼		
	臨時職員	守多 三郎	臨時職員	渡邉 由加利

	日程及び提出議案の題目			
1. 開 会				
2. 会長挨拶				
3. 欠席者報告				
4. 議事録署名委員選任				
5. 議事				
議案第1号	平成30年度農用地利用集積計画(54号)について			
議案第2号	農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について			
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について			
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について			
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について			
議案第6号	農地利用状況調査による非農地承認			
報告第1号	農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて			
報告第2号	農地法施行規則第29条による届出について			
6. その他				
7. 閉 会				

開会	事務局長	ただいまから平成30年度第11回神石高原町農業委員会総会を開会致し
170 Z	4000	ます。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
		ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は
		いません。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に
	事務局長	より在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えてお
		ります。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につ
		きましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
	議長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせて頂き
	或 又	ます。2番小川委員、4番小坂両委員にお願いします。
		それでは議事に入ります。議案第1号「平成30年度農用地利用集積計画
第1号議案	議長	(第54号)について」合わせて議案第2号「農用地利用配分計画原案の
第2号議案	議 文	内容確認及び意見聴取について」を議題とします。関連がございますので
		説明をお願いします。
		(事務局長説明)
		(事務局説明)
		ありがとうございました。議案第1号、議案第2号合わせて報告を頂きま
	議長	した。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
		無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
		議案第1号「平成30年度農用地利用集積計画(第54号)について」異
		議なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございますので異議なき旨回答することとします。
	議長	続いて、議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取に
		ついて特に意見なしの旨回答することに賛成の農業委員のかたの挙手をお
		願いします。
		(全員賛成)
		挙手多数でございますので特に意見なき旨回答することとします。
第3号議案	議長	続きまして議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を
おい つ酸苯	成 文	議題とします。事務局より説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしていま
	武 文	す。3-27の案件について三原推進委員報告をお願いします。
		下豊松、有木地区担当の三原です。受付番号3-27について報告します。
	C - ₩	場所は豊松のトマト団地内のトマト栽培農業用ハウスの一角です。2月2
	6番	3日に小坂農業委員と共に現地調査をしました。譲り渡し人は健康上の理
		由で耕作が困難であり譲り受け人はトマト栽培を始めるためのものです。

	譲り受け人はトマトの研修栽培も終了されて今期からこの農場でトマト栽
	培を始められるそうです。以上でございます。
議長	ありがとうございました。続いて3-28について三町推進委員報告をお
	願いします。
	それでは説明します。2月24日に伊勢村春行農業委員と黒田恵美子さん
8番	立会いのもと調査を行いました。場所は神石ライスセンター付近です。黒
	田さんから色々意見を聞き現地を確認しましたところ適正と認められます
	のでよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。続きまして3-29と合わせて3-30を三原
3 尺	推進委員報告をお願いします。
	受付番号3-29、3-30について報告します。場所はトマト団地内の
6番	農業ハウスになっております一角と団地から5分以内の周りに点在してい
	る農地でございます。2月23日に小坂農業委員と小田氏同行のもと調査
	しました。内容は贈与による所有権移転でございます。以上です。
=¥ ■	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問ありまし
議長	たらお願いします。
	10番立原です。3-28で黒田さんと水谷さんのご関係というのがよく
10番	分からないのですが。譲り受けされた水谷さんが今後耕作されるかどうか
	確認はされているのでしょうか?
8番	娘さんになります。世羅から1時間かからないでしょう、通われるのに。
	先ほど報告がありましたようにトマト団地へ入られる桝井さんにつきまし
	 ては町のトマト研修生として第3期生として現在研修をされておる方でご
=+ -	 ざいます。小田美保香さんにつきましては現在役場へ勤務されていますが
議長	 3月末で退職されて前、農業委員をされていました小田千寿香さんが耕作
	 されておるハウスを使ってトマト栽培を実施されるということのようで
	す。
10番	小田千寿香さんは一緒にされるのですか?
	農業から引退されるようです。よく豊松のトマト団地の農地が譲り渡しの
	売買が行なわれていますが当初の豊松村が設置した段階から言えば多くの
	入植者が引退されて新しい農家へ入れ替わりが進んでおるようです。また
	次にもこうした案件が出てくるようになると思いますが研修生等の入植地
- –	として利用されておりますので現状段階においてはトマト団地の中で使用
議長	がされていないハウスは1箇所少し問題があったのが残っている程度であ
	したは全て利用されています。新規就農者が出てきても残念ながらリタイヤ
	これる方が多いものですから一向に農家戸数が増えてこないのが現状の課
	題のようです。他にご意見ございませんか?無いようでございますので採
	といるうです。他にと思えていると7007: 無いるうでとといるすので深 決に移らせて頂きます。
議長	職業第35 「展地広第3条の焼煙にある計画中間にラバて」中間通り計画 することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
球 文	9 ることに負戍の辰来安良の月の手子をお願いしより。 (全員賛成)
	(土块貝)

		W7. \ C - 7
		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第4号議案	議長	続きまして議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を
		議題とします。事務局より説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしていま
	13% IX	す。中岡推進委員報告をお願いします。
		上、父木野地区担当の中岡です。受付番号4-11について報告します。
		場所は父木野地区郷集会所から東へ約200mほどのところへあります。
		2月24日に小川農業委員同行のもと調査しました。調査内容は転用目的
		で申請者は高齢で申請地も住まいから離れており維持管理が困難なため比
	13番	較的管理が楽な太陽光発電施設を設置し土地の有効利用を図りたいとのこ
		とです。周辺の地域や農地にも影響が無いものと思われ経済産業省の再生
		可能エネルギー発電施設認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、
		被害防除措置計画書等許可の要件を満たしていると考え問題ないと思われ
		ます。以上です。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問がありま
	3 尺	したらお願いします。
		無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
		議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可
	議長	することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第5号議案	議長	続きまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を
73 J J J J J	UTX IX	議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		ありあとうございました。担当推進委員による現地確認をお願いしていま
		す。5-29の案件について中岡推進委員報告をお願いします。
		5-29について報告します。場所は父木野、郷集会所から東へ 300mく
		らいの所にあります。2月24日に小川農業委員同行のもと調査しました。
		調査内容としまして譲渡人は4-11の村田さんと永久さんに耕作を依頼
	13番	されていましたが依頼されていたかたも高齢となり耕作を辞退するためそ
	, 0 ;	の折譲り受け人が太陽光発電を設置したいと思いその経緯に至ったそうで
		す。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われ、経済産業省の再生可
		能エネルギー発電施設認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被
		害防除措置計画書等許可の要件を満たしていると考えます。以上です。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-30についての案件を矢田貝推
	一	進委員報告をお願いします。
		城山、西油木地区担当の矢田貝です。受付番号5-30について報告しま
	1番	す。場所は油木高校の野球グラウンドから西へ約500mの場所へありま
		す。2月24日に小里農業委員と譲り受け人で施工会社の尾前さん同行の

		もと調査しました。尾前さんは尾前合同会社という太陽光発電の会社をさ
		れており土地を探しておられたところ知人から森永さんを紹介されそこへ
		太陽光を建てようという事を言われてそうです。生産力の低いその他2種
		農地で周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。ご審議の程よ
		ろしくお願いします。
	= * =	ありがとうございました。続きまして5-32の案件について中岡推進委
	議長	員報告をお願いします。
		5-32について報告をします。場所は城江集会所から北へ500mくら
		いの所へあります。2月24日に小川農業委員同行のもと調査しました。
	_	 調査内容として譲り渡し人は高齢で耕作を続けることが困難なため申請地
	13番	を所有権移転し太陽光発電施設を設置し土地の有効利用をしたいとのこと
		です。どちらも周辺農地や民家にも影響がないものと思われその他も許可
		です。こううも同題展現や氏象にも影響がないものと感われてもの間も計画 の要件を満たしていると考えます。以上です。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-33の案件、江草推進委員報告 まれ隠いします
		をお願いします。
		江草委員が欠席のため代わりまして3番向が5-33について報告しま
		す。去る24日の日に畑の持ち主であります宗綱明さん、江草委員、私と
		で現地調査を行いました。場所は井関から時安方向に2キロほど入ったと
	3番	ころにゴルフ場がありますがゴルフ場の方に200mくらい入った道路ぎ
	0 ⊞	わにあります。現況写真綴りはP13、航空写真はP32になります。現
		状は畑で管理はしてありますが長年作付けはしていないといった状態でご
		ざいまして全ての要件を満たしていると判断します。よろしくお願いしま
		す。
		ありがとうございました。続きまして5-31の案件川上推進委員報告を
	議長	お願いします。
		井関、大矢地区担当の川上です。5-31の案件について報告します。2
		月23日に立原農業委員と私と株式会社円福寺の担当の方と現地調査を行
		いました。場所は182号線沿いフジタ住設前の信号から北東へ300m
	10番	くらい入ったところにあります。入江照夫さん宅のちょうど真上の畑にな
		ります。現状、畑となっておりますが草は刈って綺麗にしておりますが作 はははされているません。 思辺なの影響もないものを思われますので気
		付けはされておりません。周辺への影響もないものと思われますのでご審
		議のほどお願いします。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありまし
	V V50	たらお願いします。
		5-29、前にありました4-11の村田信幸さんですが今回は恐らく同
	4番	じ太陽光の会社だろうと思うんですけどこれはどうして4-11は自分で
		太陽光をして5-29は土地を売って会社が太陽光をされるという判断は
		どういうことでしょうか。次に5-32の瀬尾さんはご家族の方と思われ
		 るんですが農業ができなくなったということで浩康さんに渡しておられま
		すが浩康さんが工事をされるということでしょうか。それから5-31の
		7.5.12.C.10.5.1.5.C.10.

		杉岡さんは入江さんと何らかのご家族関係があって贈与して杉岡さんが太
		陽光に投資するということですか?
		杉岡さんの場合は賃貸です。5-32の瀬尾さんは親子ではなく他人です。
		村田さんの件は資金的な問題ではないかと思います。村田さんの場合、4
		 光パネルを設置するということですから何か資金の問題かなにかが。申請
		の内容を見ますと管理がしやすいところは自分でするが難しいところは売
		ってということでしょう。この地図をみる限りでは4条のほうが道路の左
		りてということでしょう。との追属をみる殴りでは年来のほうが追踪の生 側で少し下ったところの右側は5条の方。4条は完璧に道路についてます
		から要件は相当いいですよね。写真つづりのP8にある4条の方の左に道
	議長	路がついていますがこれが新市七曲線の県道。それをちょっと下った反対
		側にあるのが5条の方の申請地です。恐らく4条の方の設置工事も新生機
		工がやるのではないでしょうか。最近、太陽光の設置がよく出ていますが
		現在、経済産業省のほうで設置許可認定済み施設で設置してないものは3
		月末までに設置が完了しないと許可をすべて取り消すという通達がでてお
		るようで今まで申請をしてまだ未設置の業者があらゆるところへ飛び込み
		 で売りをかけている状況があるようです。ですから好条件で許可を取って
		 いたものが全て没収されるということが起きるので県内各地で今月も相当
		出ておるようです。ですから4月以降は逆に言えば落ちるんだろうと思い
		ます。他にございませんか。
	4番	5-31は賃貸なんですよね?
	. —	
Ō	議長	賃貸借です。
	4番	杉岡さんが借り受けて太陽光に投資してまで儲かるというものなんでしょ これ、スマップ
		うか。そういうケースはあるのでしょうか?
		けっこうあります。今、18円ですかね、キロあたり。パネル自体が一時
	議長	から言えば半値近くまで下がっているために合うだろうというのが周辺の
		見方です。
	4 V	会社が杉岡さんに投資しないかと持ちかけて賃貸借を結ぶようにしたわけ
	4番	ですかね。
		違います。10番立原です。5-31の杉岡さんに関してですが今回現地
		 調査に来られた人に杉岡さんはどういった方ですかって聞いたらうちの会
	1 0番	 社の係長ですと言われておりますのでこの会社の形態がどういったものか
	. • 🗷	分からないのですが会社のメンバーであるということを確認しておりま
		す。
Į.		
	/ 釆	きちんとした会社?
	4番	きちんとした会社?
	4番 1 O番	ここの会社は下井関にももう1箇所設置済みです。実績もありますので問
		ここの会社は下井関にももう1箇所設置済みです。実績もありますので問題ないと判断しております。
	1 O番	ここの会社は下井関にももう1箇所設置済みです。実績もありますので問題ないと判断しております。 最近は全国から業者が北海道のほうからも来ております。他にございませ
		ここの会社は下井関にももう1箇所設置済みです。実績もありますので問題ないと判断しております。

	ı	T
		することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。
		(挙手全員)
		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第6号	議長	議案第6号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題としま
		す。事務局の説明をお願いします。
		(事務局説明)
		ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見 、 ご質問ありまし
	 議 長	たらお願いします。
		今回の調査で相談員の現地調査による判定というか案件が非常に多いのだ
		が地図を見て意識的に歩いてもらっているのかどうか。
		一部は去年の10月1日に非農地承認を頂きました土地について皆様に通
		知をした時に手続きをして頂いた際にうちにはこの辺りも非農地じゃない
	事務局長	かと確認してほしいと相談を受けた案件を一緒に整理させてもらっている
	子切心区	ので相談員と書いてありますが実際には調査員になりますが調査員の確認
		でここにあげさせてもらっている案件と油木地区につきましては説明を変
		わります。
		調査員が独自に公図上の農地で生きていて山の中にぽつんと農地で残って
		実際現地は山林化しているというのを農業委員、推進委員が見られる前に
		調査員が個別に見て回るというケースがあります。先程、局長の方から申
		しましたように今回の急ぎの案件というのは昨年10月に非農地通知を送
	事務局	付させてもらった結果私の土地はここだけじゃなくて他の土地も山林化し
		ているのがあるのではないかという相談を受けて急ぎの案件について相談
		員にここに行ってみてくださいと追加で行ってみてもらったというケース
		を今回あげさせてもらっています。そういうことで調査員の見ている筆が
		多くなっています。
		ご意見ございませんか?
		無いようでございますので採決に移らせていただきます。
	議長	議案第6号「農地利用状況調査による非農地承認について」申請通り許可
		することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員ですので申請通り許可することとします。
和生年4日		続きまして報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消しにつ
報告第1号	議長	いて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
		(事務局説明)
		ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
		返されたハウスについては現在空き家状態になっておることのようです。
		売買契約も成立してお金も受領されていたようですが契約破棄ということ
	議長	で全額返金されたそうです。それで写真綴りの14pにありますように赤
		で囲った周囲、つなぎのハウスについては他の方が購入されて耕作をされ
		ているわけです。ですから資金的な対応をこれから検討してできればその
	l	I .

		農地も買い受けをして拡大したいという希望は持っておられるそうです。
		下の写真のように昨年は植えつけて収穫間際から手入れがされてなかった
		がためにご覧のように立ち枯れの状態で残っておったということで全て売
		主の栗山さんの方が片付けをされたという風に聞いております。他にござ
		いませんか?無いようでございましたら報告事項ですので以上で終わらせ
		て頂きます。
議案第2号	議長	続きまして報告第2号「農地法施行規則第29条による届出について」を
頭木おとう	哦 以	議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしていま
	武 文	す。小寺推進委員から報告をお願いします。
		高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号2-2について報告します。
		位置ですが木津和の県道新市七曲がり線と町道光信線の交点がございます
		がそこより300mほど東の場所になります。調査日時ですが2月22日
		に佐伯会長と調査をいたしました。調査内容ですが今も言われましたよう
	4 4 77	に1月の農業委員会で3条申請のあった畑地になります。現況は原野状態
	14番	です。農地区分は2種農地です。転用の目的ですが農業用倉庫を建設され
		るものです。建物の面積は33.7㎡です。隣地の農地より2mくらい低
		 い場所にありますし何の影響もないものと思われます。また現況写真にも
		ありますように見に行った時にはすでに建設中でございました。以上、報
		告をお願いします。
		ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
		56pの航空写真で真ん中辺りにある128番地、129番地の水田につ
		きましても近藤さんの方が3条申請で取得をされている状況です。農業用
		倉庫につきましては建物の面積が200m以下の場合は農業委員会の届け
		出だけでよろしいということになっておりますので4条を通して地目変更
	議長	をする必要性はないということでございますので先程報告がありましたよ
		うに建物面積が33㎡程度でございましたので届け出だけで問題ないとい
		う案件でございます。
		無いようでございますので報告案件でございますので終わらせて頂きま
		す。
	議長	プゥーログ 以上で本日ご提案します議案については終了しました。
	33% 17	
		 午後2時38分

	以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。
	平成31年3月27日
	会長
	2番 小川委員
	4番 小坂委員